

## 勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

### 第1 本年の給与の改定の内容

#### 1 給料表

現行の給料表を別記1のとおり改定すること。

#### 2 諸手当

##### (1) 初任給調整手当について

ア 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額  
額の限度を412,200円とすること。

イ 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、  
医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対す  
る支給月額  
額の限度を50,300円とすること。

##### (2) 通勤手当について

職員の通勤実態及び国家公務員の通勤手当の改定に関する人事院勧告  
等を考慮して改定すること。

##### (3) 期末手当及び勤勉手当について

ア 平成26年12月期の支給割合

(ア) 12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.825月分（特定幹部職員  
にあつては、1.025月分）とすること。

(イ) 再任用職員については、12月に支給される勤勉手当の支給割合を  
0.375月分（特定幹部職員にあつては、0.475月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成27年6月期以降の支給割合

(ア) 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分（特定幹部職員にあつては、0.95月分）とすること。

(イ) 再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.35月分（特定幹部職員にあつては、0.45月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。

**(4) 単身赴任手当について**

再任用職員に対して単身赴任手当を支給すること。

## 第2 給与制度の総合的見直しのための改定の内容

### 1 給料表

第1の1による改定後の給料表を別記2のとおり改定すること。

### 2 昇給制度について

55歳（医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、57歳）に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員の昇給について、岡山県職員給与条例第4条第5項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である又は特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

### 3 諸手当

#### (1) 地域手当について

ア 地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次

に定める割合とすること。

- (ア) 1級地 100分の20
- (イ) 2級地 100分の16
- (ウ) 3級地 100分の15
- (エ) 4級地 100分の12
- (オ) 5級地 100分の10
- (カ) 6級地 100分の6
- (キ) 7級地 100分の3

イ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員に係る地域手当の支給割合の特例措置を、当分の間、100分の16とすること。

## (2) 単身赴任手当について

単身赴任手当の基礎額を月額30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を月額70,000円とすること。

## (3) 管理職員特別勤務手当について

ア 管理職手当の支給を受ける職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

イ アの管理職員特別勤務手当の額は、アによる勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とすること。

## 第3 改定の実施時期等

### 1 改定の実施時期

この改定は、平成26年4月1日から実施すること。ただし、第1の2の(3)のアについては平成26年12月1日から、第1の2の(3)のイ及び(4)、第2並びに第3の2については平成27年4月1日から実施すること。

## 2 経過措置等

### (1) 経過措置

第2による改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける切替日以降の給料表に定める給料月額が切替日の前日において受けていた給料表に定める給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

平成18年度給与構造改革に伴う経過措置による給料の額については、切替日以降も切替日前と同様に支給すること。

### (2) 地域手当の支給割合の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、第2の3の(1)のA中「次に定める割合」とあるのは「次に定める割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とし、第2の3の(1)のイ中「100分の16」とあるのは「100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とすること。

### (3) 単身赴任手当の基礎額の月額の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については、第2の3の(2)中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」とすること。